令和８年（フ）第１４６２号
東京都東大和市中央２丁目845番地の１中央エステート106
債務者　清水　智子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４８８号
東京都八王子市本郷町３番16―203号
債務者　山本　　薫
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６７７号
東京都昭島市もくせいの杜１丁目４番２―317号
債務者　大木美智子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７０２号
東京都青梅市成木２丁目299番地
債務者　高山　朋美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２６８号
福井市花堂北２丁目15番33号　ハウス花堂、住民票上の住所福井県坂井市坂井町若宮第14号１番地23
債務者　湯川　琴理（旧姓李）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６９号
福井市学園３丁目１番５号　学勝マンション103
債務者　土橋　秀正　法定代理人成年後見人　小野　剛嗣
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７０号
福井市運動公園３丁目1308番地　やしろホーム、旧住所福井市西木田三丁目16番21号
債務者　奥谷　直己　法定代理人補助人　金森　隆太
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７３号
福井市上北野１丁目25番30号　トレビアン大東Ⅱ205号
債務者　笠松　紀彦
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３９５１号
大阪市大正区三軒家東４丁目６番19―605号
債務者　刀祢　　都
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４３０号
大阪市住吉区我孫子西１丁目16番11―301号
債務者　竹本吉子こと　ＰＡＲＫ　ＫＩＬＪＡ　朴　　吉子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８８９号
大阪市住之江区南加賀屋４丁目18番28号
債務者　佐藤　芳彦
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９１７号
大阪府東大阪市岩田町３丁目12番35号　第三ハレーハイツ　３Ｇ、前住所堺市堺区南瓦町１番15―506号
債務者　安田　和貴
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９３９号
大阪市北区扇町２丁目３番１―109号
債務者　山下　敏雄
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０３９号
大阪府守口市佐太中町６丁目５番14号
債務者　柳川　健史
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１０６号
大阪市住吉区庭井１丁目１番26号　サニーハイツ　102号
債務者　濱田　房枝
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２１２号
大阪市天王寺区逢阪２丁目５番15号
債務者　中村　早苗
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部